

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年7月2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 [REDACTED]

3 損害賠償の原因

平成31年4月13日、盛岡市下厨川字四十四田地内において、市道四十四田松園1号線を自動車  
で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 7月 2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

2 損害賠償の額 金

[REDACTED]

3 損害賠償の原因

令和元年 5月24日、盛岡市北飯岡一丁目地内において、市道本宮下飯岡線を自動車で走行中、  
街路樹の腐食した支柱が倒れて車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年 7月 2日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 [REDACTED]

3 損害賠償の原因

令和元年6月13日、盛岡市羽場9地割地内において、市道木伏・松島線を自転車で走行中、道  
路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 7月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
- 氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 [REDACTED]
- 3 損害賠償の原因

令和元年 6月26日、盛岡市川又字柳平地内において、市道黒石野門前寺線を自動車で走行中、  
道路上の破損した横断側溝の金属部分が跳ね上がり、車両を損傷したことによる。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市景観条例及び盛岡市行政不服審査条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、  
次のとおり専決処分する。

令和元年 7月26日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市景観条例及び盛岡市行政不服審査条例の一部を改正する条例

（盛岡市景観条例の一部改正）

第1条 盛岡市景観条例（平成21年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（盛岡市行政不服審査条例の一部改正）

第2条 盛岡市行政不服審査条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号中「日本工業規格A列3版」を「日本産業規格A列3番」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年 7月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 [REDACTED]
- 3 損害賠償の原因

平成31年3月7日、盛岡市三本柳20地割地内において、道路脇から市道上明戸中通線に自動車  
で乗り入れた際、道路側溝の蓋が外れ落ち、車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年8月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 [REDACTED]

3 損害賠償の原因

令和元年7月23日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道西青山一丁目上厨川2号線を自動車  
で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年 8月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 [REDACTED]
- 3 損害賠償の原因

令和元年5月3日、盛岡市永井10地割地内において、市道地田・永井小学校線を自動車で走行  
中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、  
同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月11日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお  
り専決処分する。

令和元年 8月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 [REDACTED]

3 損害賠償の原因

令和元年 6月26日、認定こども園青山幼稚園地内において、市有車が同園の建物に接触し、建  
物の外壁を破損したことによる。